

評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

12 光害

意見所の概要	見解
<p>12-01</p> <p>・光害の内容として、周辺住民への直接影響、農業への影響、夜空の明るさへの影響が上げられているが(p691)、ゲンジボタルへの影響のところ、夜間照度まで調べ「吉田川における夜間照度は...新月に近い時期...0~0.1 lxと低い値であり、概ね夜間は暗闇状態にあるといえる」(p876)と記載しているように、動物の忌避行動も、光害の内容として追加すべきである。</p>	<p>ゲンジボタルへの夜間照明による影響については第2章「動物」に記載しております。</p>
<p>12-02</p> <p>・光害の回避・低減のための方針で、海上地区では「原則として夜間営業は行わない」(p693)としながら、青少年公園地区ではそれがない(p1178)。そもそも夜間とは何時のことか。青少年公園地区ではいわゆる夜間営業を行うのか。まさか24時間営業を想定しているのではないか。</p>	<p>青少年公園地区においては、国際的な交流を行う賑わいの場として、夜間営業を行うこととしており、具体的な開場時間は引き続き検討してまいります、24時間営業は想定しておりません。</p>
<p>12-03</p> <p>・光害の予測及び評価で、青少年公園地区では「パビリオン等の建築物のライトアップ」を漏洩光の主な発生要因のひとつとしているが(p1178)、ライトアップのような地球環境にやさしくなく、不要なことは行うべきではない。</p>	<p>来場者の安全を確保しつつ、夜間の演出を行うためには、一定程度のライトアップは必要であり、環境にも配慮しつつ、引き続き検討してまいります。</p>